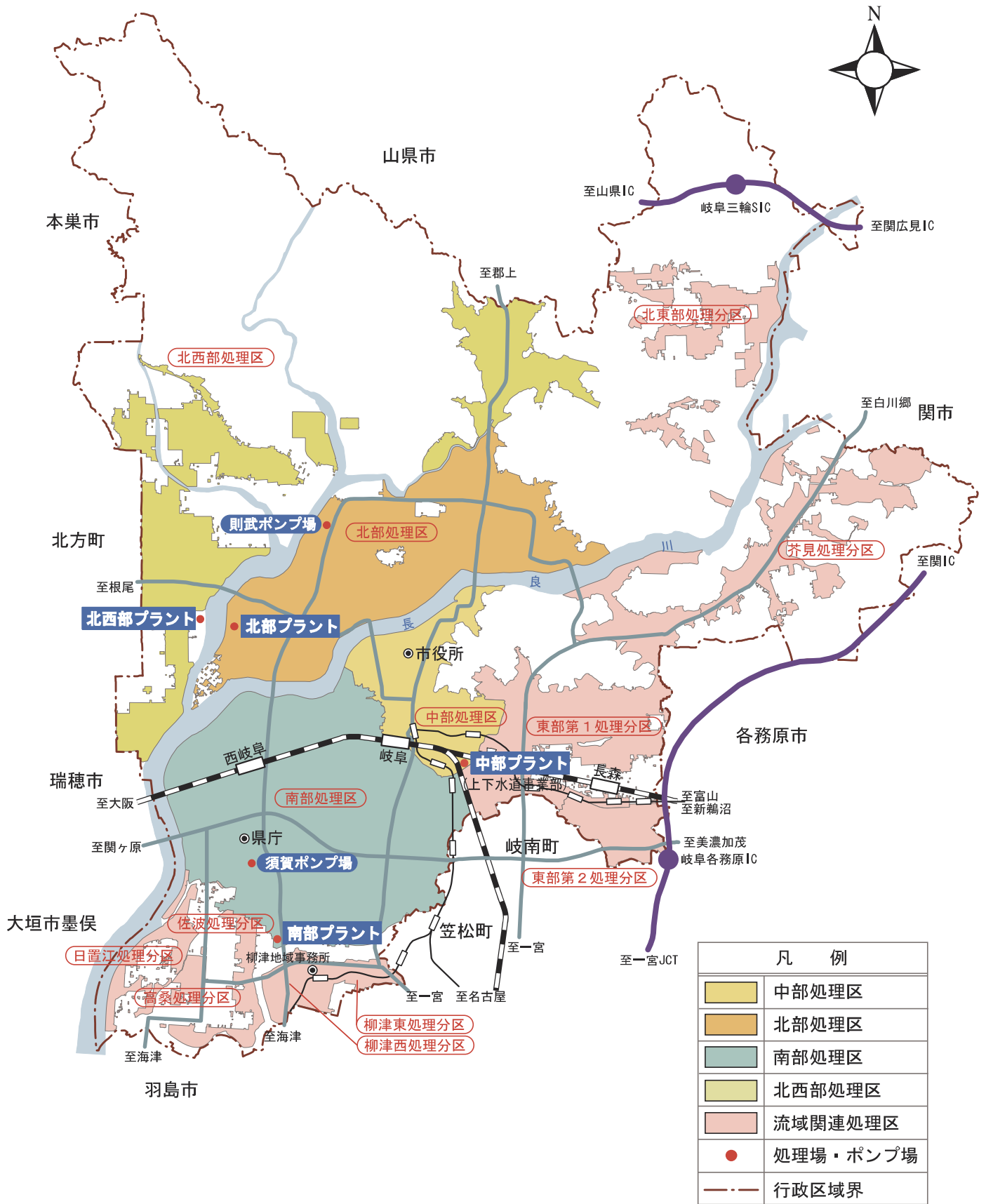


## V 下水道事業

# 1 岐阜市下水道処理区域図



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>	中部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange;"></span>	北部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:green;"></span>	南部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	北西部処理区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:pink;"></span>	流域関連処理区
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:red; border-radius:50%;"></span>	処理場・ポンプ場
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed black;"></span>	行政区境界

処理区域：供用開始済み区域

## 2 下水道

### (1) 沿革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成元年7月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造終了、販売継続）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

### (2) 概要

現在、単独公共下水道として第28次変更事業計画（令和4年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673ha、合計8,760haについて事業を進めている。

令和3年度末の処理面積は、単独公共下水道5,799haと流域関連公共下水道2,221haの、あわせて8,020haとなっている。

計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 2 1 0 号 (H26.6.16)	
下 水 道 法 事 業 計 画	下 第 2 2 3 号 (R4.3.8)	下 第 2 5 4 号 (R3.2.24)
都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可	岐 阜 県 告 示 第 1 3 5 号 (R4.3.29)	岐 阜 県 告 示 第 1 2 7 号 (R3.3.23)
認 可 期 間	昭 和 9 年 7 月 ~ 令 和 7 年 3 月	昭 和 5 9 年 3 月 ~ 令 和 8 年 3 月

令和4年3月31日)

区 分	拡 張 計 画 及 び 現 況											計
	単 独 公 共 下 水 道				流 域 関 連 公 共 下 水 道							
	中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東 部 第 1 処 理 分 区	東 部 第 2 処 理 分 区	芥 見 処 理 分 区	北 東 部 処 理 分 区	日 置 江 処 理 分 区	柳 津 地 域		
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,320	1,258	786	184	416	318	124	393	8,020
処理人口 (人)	計画	38,540	81,360	104,580	40,800	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	358,660
	現況	38,680	83,360	109,240	50,640	41,610	9,440	18,200	12,090	3,650	12,290	379,200
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	計画	31,500	43,300	72,100	32,000	—	—	—	—	—	—	178,900
	現況	31,500	43,300	72,100	21,200	—	—	—	—	—	—	168,100
処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	現況	24,354	35,959	52,782	11,367	15,459	2,614	8,759		4,681		155,975
汚水管延長 (m)	現況	173,302	469,765	581,358	343,001	249,685	50,563	133,249	110,327	35,926	101,663	2,248,839
計画年次 (年度)	計画	S.9 ~ R.6	S.37 ~ R.6	S.45 ~ R.6	H.10 ~ R.6	S.58 ~ R.7	S.58 ~ R.7	H.1 ~ R.7	H.17 ~ R.7	H.6 ~ R.7	S.63 ~ R.7	—
	現況	22,227	32,541	44,344	44,028	17,864	3,527	11,010	10,859	2,473	11,114	199,987
建設事業費 (百万円)	現況	—										
排除方式	現況	分 流 式										
処理方式	現況	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道に接続 (岐阜県各務原浄化センター)							—

注 ; 計画欄数値は、事業計画数値である。

汚水管延長は、令和2年度繰越を含み、令和3年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。



イ 普及状況

(令和4年3月31日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普及率	行政人口 (人)	402,965	379,200	94.1	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	379,200	328,930	86.7	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	189,010	163,165	86.3	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整備率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,020	87.7	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,020	91.6	事業計画面積に対する処理面積の率

ロ 下水道の進捗状況

(令和4年3月31日)

区 分		事 業 計 画	令和3年度迄の実績	進捗率
事業費	管 渠	142,170 百万円	135,958 百万円	95.6 %
	ポンプ場	3,258 百万円	3,250 百万円	99.8 %
	プラント	66,419 百万円	60,779 百万円	91.5 %
	計	211,847 百万円	199,987 百万円	94.4 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

ハ プラント及びポンプ場の概要

(a) プラントの概要

(事業計画分)

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部 プラント	備考
位置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	令和4年3月 変更
敷地面積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	31,500 m <sup>3</sup> /日	43,300 m <sup>3</sup> /日	72,100 m <sup>3</sup> /日	32,000 m <sup>3</sup> /日	
水処理方式 (計画)	凝集剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 +急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮→脱水 →北部へ搬送	濃縮→脱水 →焼却 →りん回収	濃縮→脱水 →焼却 →北部へ搬送	北部へ圧送	
放流先河川	新荒田川	伊自良川	境川	根尾川 (伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

(b) ポンプ場の概要

(事業計画分)

名称 区分	則武ポンプ場 (汚水)	須賀ポンプ場 (汚水)	雄総排水ポンプ場 (雨水)	備考
位置	岐阜市則武 字本島	岐阜市須賀 1丁目	岐阜市雄総桜町 1丁目	令和4年3月 変更
敷地面積	0.09 ha	0.44 ha	0.40 ha	
計画揚水量	2.2 m <sup>3</sup> /分	16.4 m <sup>3</sup> /分	369 m <sup>3</sup> /分	
放流先河川	—	—	長良川	
運転開始年月日	平成2年4月20日	昭和61年4月26日	平成20年4月1日	

《各プラント及びポンプ場における非常用自家発電設備の状況》

名称 区分	中部 プラント	北部 プラント	南部 プラント	北西部 プラント	則武 ポンプ場	須賀 ポンプ場
自家発電機容量(kVA)	875	875	1,500	625	45	100
燃料タンク容量(ℓ)	7,000	11,200	25,500	8,400	200	390
運転可能時間(h)	17	23	106	33	10	41

## 二 受益者負担金制度の導入

### (a) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

岐阜市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要に迫られた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、これの財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

### (b) 負担率の決定

受益者負担率は1/3～1/5の範囲とされているが、岐阜市の場合は1/5と最低の率で決定された。

### (c) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

### (d) 住民説明方法

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後、各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

### (e) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

### (f) 納付方法

昭和36年度以前に施工済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(g) 負担金の減免

- 1 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- 2 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
  - ア 学校教育法第1条に規定する学校の用地
  - イ 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
  - ウ 警察法務収容施設用地
  - エ 病院用地
  - オ 一般庁舎用地
  - カ 消防施設用地
  - キ 公務員宿舍用地
  - ク その他の建物の土地
- 3 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- 4 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
  - ア 生活保護法により生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する土地
  - イ 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
- 5 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- 6 その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
  - ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
  - イ 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
  - ウ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
  - エ 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が同条第3条に規定する境内地として使用している土地
  - オ 鉄道事業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する事業の用に供する施設の用地
  - カ 自治会等が管理する施設に係る用地
  - キ 水路及び公道に準ずる私道
  - ク 電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
  - ケ その他実情に応じて減免を必要とする土地

(h) 負担金の猶予

- 1 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1～2年以内の徴収猶予が決められている。
- 2 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

(i) 負担区制導入の経緯

岐阜市の受益者負担金制度は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保の為に昭和45年度から導入されたものであるが、当時、既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始される木曾川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来、北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し、見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日、公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。(第1負担区、第2負担区の制定)

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するための必要な建設財源として、受益者負担金を設定する必要が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日、負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。(第3負担区の制定)

平成18年1月1日には、旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。(第4負担区の制定)

平成18年1月に流域関連公共下水道で新たに整備される区域として、北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会が、平成19年1月11日に岐阜市長に答申し、平成19年第1回市議会定例会において、第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会が平成21年12月21日に岐阜市長に答申し、平成22年第1回市議会定例会において、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。(第5負担区の制定)

(j) 負担金額

負担区	負担区の推移	1平方メートル当たりの単位負担金額
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区、北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津西、柳津東、佐波、高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。）	250円

(k) 前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

ホ 水洗便所普及について

当市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

(a) 助成金（平成15年3月31日改正） ※（昭和31年4月1日制度新設）

(イ) 水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

区分	公示3年以内若しくは1年以内に工事を行う場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
その他の場合	20,000円

(ロ) 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く） 5,000円

(ハ) 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
1.8m 以上 2.5m 未満	83,000円	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する。
2.5m 以上 3.0m 未満	87,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	91,000円	
3.5m 以上	95,000円	

上越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
2.0m 以上 2.5m 未満	80,000円	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする。
2.5m 以上 3.0m 未満	89,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	105,000円	
3.5m 以上	116,000円	

(b) 融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正） ※（昭和62年4月1日制度新設）

融資額 一世帯につき100万円以内（制度新設時は45万円以内）  
 （平成4年4月1日改正時は80万円以内）  
 融資利率 年1.8%（制度新設時は年4.98%）  
 償還方法 元利均等割賦償還  
 償還期間 6月以上60月以内とし、6月を1単位とする。

(c) 利子補給制度（平成17年1月26日改正） ※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。  
 利子補給利率 年0.9%  
 支払期日 年2回（3月・9月）

○ 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において排水設備の築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

- (イ) 私道が無償で使用することについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
- (ロ) 私道の幅員1.8m以上であり工事可能で道路としての形態を有していること。
- (ハ) 下水道への即時切替戸数が2戸以上であること。

へ 水洗化促進のための措置

(a) 水洗化助成金

イ 水洗化助成金交付状況

区分		年度		平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	
助成金 交付	件数	件		280	222	109	281	142	122	86	101	
	金額	千円		5,620	4,490	2,900	5,680	2,930	2,510	1,823	2,130	
助成金 交付内訳	水洗便所新設	件		280	222	97	281	142	122	85	101	
		金額	千円		5,620	4,490	1,940	5,680	2,930	2,510	1,740	2,130
	供用管布設工事	件		-	-	-	-	-	-	-	-	-
		金額	千円		-	-	-	-	-	-	-	-
	水路越し	上越し	件		-	-	12	-	-	-	-	-
			金額	千円		-	-	960	-	-	-	-
		伏越し	件		-	-	-	-	-	-	1	-
			金額	千円		-	-	-	-	-	83	-

ロ 助成金改正の推移

区分		昭和31.4.1	昭和37.4.1	昭和55.4.1	平成元.4.1	平成4.4.1	平成5.4.1	平成15.4.1	摘要	
水洗便所 新設	公示3年 以内	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	16,000	23,000	23,000	30,000	汲取式は公示3年以内、汲取式以外は公示1年以内を対象
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	10,000	15,000	15,000	20,000	
	公示3年 経過後	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	-	-	
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	-	-	
供用管布設工事			2,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
水路 越し	上越し	1.8メートル以上		7,000	25,000	48,000	-	-	-	水深の深さが1.5メートルを超える場合を対象とする
		2.0メートル以上		-	-	-	80,000	80,000	80,000	
		2.5メートル以上		-	30,000	59,000	89,000	89,000	89,000	
		2.7メートル以上		8,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	35,000	70,000	105,000	105,000	105,000	
		3.6メートル以上		9,000	-	-	-	-	-	
	伏越し	1.8メートル以上		10,000	10,000	45,000	83,000	83,000	83,000	水深の深さが1.4メートルを超える場合は20㊦増すごとに11,000円を加算する
		2.5メートル以上		-	20,000	56,000	87,000	87,000	87,000	
		2.7メートル以上		13,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	70,000	99,000	91,000	91,000	91,000	
		3.5メートル以上		-	95,000	120,000	95,000	95,000	95,000	
		3.6メートル以上		15,000	-	-	-	-	-	

注：摘要欄は平成4年4月1日より該当

平成11年12月13日より下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものは除く

(b) 排水設備工事資金融資斡旋状況

区分		年度		平成26	27	28	29	30	令和元	2	3
融 資	件数	件		1	0	1	0	0	0	0	0
	金額	千円		400	0	400	0	0	0	0	0

注：昭和62年度から新設した制度である。



(3) 流域下水道計画

イ 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曾川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町(市町合併により現在は4市6町)において木曾川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,860 haの計画である。

ロ 事業概要

- (a) 事業主体 岐阜県
- (b) 関連市町村 岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町  
(4市6町) 坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町
- (c) 排除方式 分流式
- (d) 全体計画内容

(令和4年3月31日)

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約 16,643 ha
計画人口	433,900 人
計画処理水量	日最大 222,640 m <sup>3</sup> /日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

(e) 浄化センターの概要

(令和4年3月31日)

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 37 ha
計画処理能力	日最大 228,000 m <sup>3</sup> /日
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先河川	木曾川、境川(長良川)
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成2年9月20日設立)に委託

### 3 下水料金

#### (1) 料金表 (1か月につき)

令和2年4月1日改定

種 別	基本料金	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
		10 m <sup>3</sup> までの分	10 m <sup>3</sup> を超える分
下水料金	980 円	10 m <sup>3</sup> までの分	31 円
		10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	120 円
汚水料金	980 円	20 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	133 円
		50 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> までの分	140 円
公衆浴場汚水	980 円	500 m <sup>3</sup> を超え10,000 m <sup>3</sup> までの分	148 円
		10,000 m <sup>3</sup> を超える分	155 円
水質料金	一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1 m <sup>3</sup> につき240円以内においてこれを増徴する。		
雨水料金	雨水放流面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 か月 15 円 (管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。)		
計測器料金	1 か月 1 個 20,000 円以内で管理者が定める額		
ディスポーザー料金	1 か月 1 台につき 400 円		

※上記料金は、消費税抜の額

※下水料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

※平成18年1月1日に合併した旧柳津町区域内の下水料金は、平成22年4月1日から旧岐阜市区域内の下水料金に統一した。

※ディスポーザー料金は、平成23年3月30日岐阜市下水道条例改正に伴うもの。（平成23年10月1日施行）

#### (2) 料金の平均改定率の推移

改正条例	H元.3.31 条例第35号	H5.12.24 条例第32号	H9.3.31 条例第28号	H9.12.19 条例第45号	H14.12.24 条例第54号	H24.3.29 条例第39号	H26.3.31 条例第47号	H27.12.14 条例第88号	H31.3.27 条例第44号	R元.12.17 条例第42号
改定年月	H元.8	H6.4	H9.6	H10.4	H15.4	H24.7	H26.4	H28.4	R元.10	R2.4
平均改定率	3.00%	36.58%	1.94%	7.42%	9.93%	2.97%	2.86%	10.24%	1.85%	11.58%

注(1)平成元年8月1日の改定は、平成元年4月1日の消費税導入（3%）に伴うもの。

(2)平成9年6月1日の改定は、平成9年4月1日の消費税の引上げ（3%→5%）に伴うもの。

(3)平成26年4月1日の改定は、平成26年4月1日の消費税の引上げ（5%→8%）に伴うもの。

(4)令和元年10月1日の改定は、令和元年10月1日の消費税の引上げ（8%→10%）に伴うもの。

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表（1か月につき）

令和2年4月1日改定

種 別		水 量	
第1種	家事用	1人	12 m <sup>3</sup>
		2人	19 m <sup>3</sup>
		3人	25 m <sup>3</sup>
		4人	27 m <sup>3</sup>
		5人	30.5 m <sup>3</sup>
		6人	38 m <sup>3</sup>
第2種	学校・幼稚園・保育所用	廃止	
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア	病院	廃止
	イ	ホテル及び旅館	管理者の認定する量
	ウ	劇場、映画館その他興行場	定員に0.3 m <sup>3</sup> を乗じた量
	エ	管理者が定める職種	2人まで 30 m <sup>3</sup> 、以後1人増すごとに14 m <sup>3</sup> 加えた量
	オ	官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで 21 m <sup>3</sup> 、6人以上10人まで 32 m <sup>3</sup> 、以後10人又はその端数ごとに13 m <sup>3</sup> 加えた量
	カ	個室付浴場	廃止

水道と井戸水併用時の放流量について（平成24年7月1日改定）

水道水と井戸水の合算使用量を放流量とする。

4 下水普及状況

(1) 年度別推移

区分 年度	行政区域内 (A)			処理区域内 (B)			水洗化 (C)			普及率 (B/A) %	水洗化率 (C/B) %	
	面積 ha	世帯数	人口 人	面積 ha	戸数	人口 人	戸数	人口 人	指数			
13	19,512	153,773	409,141	5,914	129,050	325,480	119,384	299,990	100.0	100.0	79.6	92.2
14	19,512	155,662	410,128	6,114	132,420	327,320	121,149	297,100	100.2	100.6	79.8	90.8
15	19,512	157,116	410,400	6,739	140,270	339,830	122,563	292,030	100.3	104.4	82.8	85.9
16	19,512	158,625	410,493	6,814	143,550	346,640	126,161	300,020	100.3	106.5	84.4	86.6
17	20,289	163,814	422,087	7,332	150,940	363,440	131,075	310,530	103.2	111.7	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	7,511	155,780	371,070	135,086	316,670	103.3	114.0	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	7,557	158,540	372,790	137,858	319,100	103.1	114.5	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	7,563	159,700	373,710	140,280	323,660	102.9	114.8	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	7,588	161,840	373,210	142,402	324,800	102.6	114.7	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	7,632	163,200	374,740	143,567	326,180	102.5	115.1	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	7,701	165,630	376,700	145,450	327,530	102.3	115.7	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	7,740	167,520	378,860	147,299	329,840	101.9	116.4	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	7,793	169,770	380,180	148,571	329,940	101.5	116.8	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	7,864	174,530	382,090	150,201	329,990	101.3	117.4	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	7,896	175,760	381,350	151,622	330,000	100.8	117.2	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	7,971	179,300	384,630	153,525	330,500	100.8	118.2	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	7,985	181,680	383,520	155,788	330,540	100.3	117.8	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	8,000	183,810	383,260	157,815	330,760	100.0	117.8	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	8,004	185,470	382,890	159,168	330,630	99.7	117.6	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	8,008	187,530	381,770	160,994	329,740	99.3	117.3	93.9	86.4
3	20,360	183,506	402,965	8,020	189,010	379,200	163,165	328,930	98.5	116.5	94.1	86.7

注；指数は13年度を100とした人口に対しての数値である。

## (2) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

(令和2年度末現在)

順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	横浜市	100.0	3,762	30※	広島市	94.6	1,193	59※	四日市市	79.5	311
1※	大阪市	100.0	2,740	31※	所沢市	94.5	344	60※	水戸市	79.1	271
1※	豊中市	100.0	409	32※	さいたま市	94.0	1,328	61※	鹿児島市	78.5	600
1※	尼崎市	100.0	462	33※	岐阜市	93.9	406	62※	松江市	77.9	200
5※	東京都	99.9	9,569	34※	長崎市	93.1	409	63※	佐賀市	77.3	231
5※	吹田市	99.9	377	35※	秋田市	92.8	304	64※	市川市	75.9	492
5※	西宮市	99.9	484	36※	長野市	90.6	372	65※	福山市	75.3	465
8※	福岡市	99.7	1,564	36※	姫路市	90.6	533	66※	富山市	74.2	413
9※	明石市	99.6	304	38※	千葉市	90.3	976	67※	郡山市	73.2	320
10※	川崎市	99.5	1,540	38※	熊本市	90.3	731	67※	豊田市	73.2	421
10※	高槻市	99.5	351	40※	柏市	90.2	430	67※	鳥取市	73.2	185
12※	八王子市	99.4	561	41※	船橋市	90.0	645	70※	浜松市	72.4	798
13※	札幌市	99.3	1,961	42※	盛岡市	89.9	286	71※	前橋市	71.3	335
13※	名古屋市	99.3	2,293	43※	宮崎市	89.0	401	72※	高崎市	71.2	372
15※	京都市	99.2	1,397	44※	川越市	88.7	353	73※	豊橋市	70.9	374
16※	町田市	98.9	430	45※	山形市	88.0	243	74※	春日井市	69.1	310
16※	東大阪市	98.9	485	45※	奈良市	88.0	354	75※	一宮市	68.5	384
18※	北九州市	98.7	940	47※	川口市	87.9	608	76※	岡山市	67.0	707
19※	仙台市	98.5	1,063	48※	岡崎市	87.7	386	77※	福島市	66.4	274
19※	堺市	98.5	830	49※	松戸市	87.2	498	78※	高知市	64.9	323
21※	那覇市	98.2	319	50※	福井市	85.8	260	79※	大分市	64.7	477
22※	金沢市	98.0	450	51※	久留米市	85.7	304	80※	松山市	64.6	508
23※	横須賀市	97.9	395	52※	静岡市	84.8	692	81※	山口市	63.0	190
24※	神戸市	97.7	1,522	53※	越谷市	84.1	345	82※	高松市	61.9	424
25※	枚方市	97.3	398	54※	新潟市	84.0	782	83※	いわき市	54.9	317
26※	旭川市	97.2	330	55※	宇都宮市	83.9	520	84※	津市	43.5	275
27※	相模原市	97.1	718	56※	甲府市	82.9	186	85※	和歌山市	38.1	364
27※	大津市	97.1	344	57※	青森市	81.3	276	86※	徳島市	28.4	251
29※	藤沢市	95.9	440	58※	倉敷市	81.1	481				

注;普及率、人口は令和2年度地方公営企業年鑑による数値。

人口は行政区域内人口。

※印は法適用企業。

全国平均 80.1%

岐阜県平均 77.2%

## 5 下水利用戸数

### (1) 種別下水利用戸数の推移

種別 年度	家事用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
平成 24	133,264	90.4%	223	0.2%	10	0.0%	13,802	9.4%	147,299	100.0%
25	132,735	89.4%	216	0.1%	9	0.0%	15,611	10.5%	148,571	100.0%
26	134,336	89.4%	221	0.2%	8	0.0%	15,636	10.4%	150,201	100.0%
27	135,679	89.5%	229	0.1%	7	0.0%	15,707	10.4%	151,622	100.0%
28	137,436	89.5%	231	0.2%	7	0.0%	15,851	10.3%	153,525	100.0%
29	139,471	89.5%	244	0.2%	7	0.0%	16,066	10.3%	155,788	100.0%
30	141,378	89.6%	251	0.2%	7	0.0%	16,179	10.2%	157,815	100.0%
令和 元	142,764	89.7%	252	0.2%	7	0.0%	16,145	10.1%	159,168	100.0%
2	144,664	89.8%	258	0.2%	7	0.0%	16,065	10.0%	160,994	100.0%
3	146,801	89.9%	259	0.2%	6	0.0%	16,099	9.9%	163,165	100.0%

注：戸数は、年度末の数値である。

### (2) 令和3年度下水利用戸数の種別・水供給形態別内訳

種別 供給	家事用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計		
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	
水道	126,142	84.6%	182	74.6%	1	14.3%	11,497	71.2%	137,822	83.3%	
井 水	計測器	3,565	2.4%	24	9.8%	0	0.0%	1,244	7.7%	4,833	2.9%
	認定	10,491	7.0%	0	0.0%	6	85.7%	1,411	8.7%	11,908	7.2%
併 用	水道と 計測器	2,894	1.9%	38	15.6%	0	0.0%	1,071	6.6%	4,003	2.4%
	水道と 認定	6,088	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	937	5.8%	7,025	4.2%
計	149,180	100.0%	244	100.0%	7	100.0%	16,160	100.0%	165,591	100.0%	

注：戸数は、2・3月分の調定戸数のため、表(1)の年度末戸数とは一致しない。

6 年度別料金及び水量等の推移

区分 年度	下水料金		排水量(有収水量)		月平均利用戸数		年間1戸当たり			
	(円)	指数	(m <sup>3</sup> )	指数	(戸)	指数	下水料金 (円)	指数	排水量 (m <sup>3</sup> )	指数
平成 24	5,210,210,689	100.0	45,277,608	100.0	148,763	100.0	35,024	100.0	304	100.0
25	5,209,108,222	100.0	45,013,187	99.4	150,605	101.2	34,588	98.8	299	98.4
26	5,270,894,265	101.2	44,315,524	97.9	152,280	102.4	34,613	98.8	291	95.7
27	5,257,079,549	100.9	43,986,921	97.1	154,038	103.5	34,128	97.4	286	94.1
28	5,795,767,205	111.2	44,033,465	97.3	155,708	104.7	37,222	106.3	283	93.1
29	5,812,967,683	111.6	44,097,906	97.4	157,711	106.0	36,858	105.2	280	92.1
30	5,838,411,415	112.1	44,209,458	97.6	159,786	107.4	36,539	104.3	277	91.1
令和 元	5,871,504,347	112.7	44,091,736	97.4	161,653	108.7	36,322	103.7	273	89.8
2	6,494,451,869	124.6	43,985,178	97.1	163,341	109.8	39,760	113.5	269	88.5
3	6,532,185,648	125.4	43,406,105	95.9	165,401	111.2	39,493	112.8	262	86.2

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 月平均利用戸数は年間調定戸数/6とする。

(4) 指数は平成24年度を100とした。

## 7 調定戸数1戸当たり料金及び水量表

(1) 1か月1戸当たり平均下水料金、排水量表

区分 年月	調定戸数 (戸)	下水料金		排水量		月末 下水利用戸数 (戸)
		月別下水料金 (円)	1か月1戸当たり 平均(円)	月別排水量 (m <sup>3</sup> )	1か月1戸当たり 平均(m <sup>3</sup> )	
令和 3年4月	91,691	584,896,143	3,189	3,912,768	21.3	162,144
5	73,492	505,726,170	3,441	3,348,757	22.8	162,479
6	91,439	589,211,992	3,222	3,933,285	21.5	162,629
7	73,839	502,317,269	3,401	3,310,329	22.4	162,818
8	91,644	596,348,347	3,254	3,981,385	21.7	163,105
9	73,687	518,784,154	3,520	3,437,854	23.3	163,313
10	91,665	577,555,649	3,150	3,858,265	21.0	163,371
11	73,551	499,909,602	3,398	3,297,043	22.4	163,467
12	91,954	580,754,076	3,158	3,875,754	21.1	163,629
4年1月	73,856	506,457,983	3,429	3,345,041	22.6	163,868
2	91,530	590,934,784	3,228	3,952,834	21.6	163,701
3	74,061	479,289,479	3,236	3,152,790	21.3	163,165
<b>計</b>	<b>992,409</b>	<b>6,532,185,648</b>	<b>3,291</b>	<b>43,406,105</b>	<b>21.9</b>	<b>1,957,689</b>
月平均	82,701	544,348,804	3,291	3,617,175	21.9	163,141

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出して算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 隔月検針のため、偶数月と奇数月では検針区域が異なる。



(2) 種別・年度別1か月1戸当たり平均排水量

種別	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に 該当しないもの (第4種)						計		
	年	間		年	間		年	間		年	間		年	間				
		調査戸数	排水量		調査戸数	排水量		調査戸数	排水量		調査戸数	排水量		調査戸数	排水量		調査戸数	排水量
平成	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	戸	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
24	807,833	31,041,601	19.2	1,347	1,822,290	676.4	61	73,511	602.5	83,339	12,340,206	74.0	892,580	45,277,608	25.4			
25	809,016	30,497,575	18.8	1,339	1,788,604	667.9	56	70,197	626.8	93,222	12,656,811	67.9	903,633	45,013,187	24.9			
26	817,930	30,013,366	18.3	1,335	1,627,062	609.4	49	66,559	679.2	94,366	12,608,537	66.8	913,680	44,315,524	24.3			
27	828,080	30,034,406	18.1	1,382	1,592,798	576.3	45	63,791	708.8	94,725	12,295,926	64.9	924,232	43,986,921	23.8			
28	837,340	30,080,517	18.0	1,396	1,646,889	589.9	42	61,306	729.8	95,474	12,244,753	64.1	934,252	44,033,465	23.6			
29	848,538	30,124,014	17.8	1,431	1,640,009	573.0	43	61,577	716.0	96,256	12,272,306	63.7	946,268	44,097,906	23.3			
30	859,484	30,133,277	17.5	1,487	1,703,997	573.0	42	61,078	727.1	97,706	12,311,106	63.0	958,719	44,209,458	23.1			
令和																		
元	870,867	30,101,033	17.3	1,506	1,780,485	591.1	42	61,191	728.5	97,508	12,149,027	62.3	969,923	44,091,736	22.7			
2	881,579	31,166,110	17.7	1,472	1,616,815	549.2	42	60,905	725.1	96,954	11,141,348	57.5	980,047	43,985,178	22.4			
3	893,863	30,806,351	17.2	1,496	1,590,630	531.6	42	60,748	723.2	97,008	10,948,376	56.4	992,409	43,406,105	21.9			

(3) 種別・年度別1か月1戸当たり平均下水道料金

種別 年度	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に該当しないもの (第4種)			計		
	年 調定戸数	間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	間 下水道料金	1か月 1戸平均
平成 24	807,833	3,501,840,060	2,167	1,347	219,217,705	81,373	61	1,570,132	12,870	83,339	1,487,582,792	8,925	892,580	5,210,210,689	2,919
25	809,016	3,453,622,790	2,134	1,339	214,976,295	80,275	56	1,492,028	13,322	93,222	1,539,017,109	8,255	903,633	5,209,108,222	2,882
26	817,930	3,493,888,972	2,136	1,335	200,447,008	75,074	49	1,447,374	14,769	94,366	1,575,110,911	8,346	913,680	5,270,894,265	2,884
27	828,080	3,517,561,041	2,124	1,382	197,438,224	71,432	45	1,386,653	15,407	94,725	1,540,693,631	8,132	924,232	5,257,079,549	2,844
28	837,340	3,869,487,416	2,311	1,396	227,927,512	81,636	42	1,464,480	17,434	95,474	1,696,887,797	8,887	934,252	5,795,767,205	3,102
29	848,538	3,879,029,053	2,286	1,431	227,176,892	79,377	43	1,470,720	17,101	96,256	1,705,291,018	8,858	946,268	5,812,967,683	3,072
30	859,484	3,887,330,526	2,261	1,487	233,453,588	78,498	42	1,458,766	17,366	97,706	1,716,168,535	8,782	958,719	5,838,411,415	3,045
令和 元	870,867	3,919,358,460	2,250	1,506	246,691,589	81,903	42	1,470,235	17,503	97,508	1,703,984,063	8,738	969,923	5,871,504,347	3,027
2	881,579	4,498,341,257	2,551	1,472	251,159,492	85,312	42	1,657,598	19,733	96,954	1,743,293,522	8,990	980,017	6,494,451,869	3,313
3	893,863	4,539,520,237	2,539	1,496	250,166,545	83,612	42	1,686,752	20,080	97,008	1,740,812,114	8,973	992,409	6,532,185,648	3,291

注 (1) 下水道料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水道料金は消費税込みの数値である。

## 8 計測器取付状況

### (1) 年度別計測器取付状況と計測器による計測排水量

区分 年度	時間計 100V			時間計 200V			その他の計測器			合 計			計測器による 計測排水量 m <sup>3</sup>
	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	
平成 19	5		5	535	8	543	3,569	700	4,269	4,109	708	4,817	7,175,098
20	5		5	522	8	530	4,638	1,165	5,803	5,165	1,173	6,338	6,971,626
21	5		5	501	10	511	4,798	936	5,734	5,304	946	6,250	6,954,003
22	4		4	479	10	489	4,997	913	5,910	5,480	923	6,403	6,831,921
23	4		4	469	10	479	5,191	904	6,095	5,664	914	6,578	6,829,849
24	4		4	462	10	472	5,742	892	6,634	6,208	902	7,110	7,152,740
25	4		4	458	10	468	6,114	906	7,020	6,576	916	7,492	7,533,743
26	4		4	446	10	456	6,307	905	7,212	6,757	915	7,672	9,129,833
27	2		2	440	8	448	6,397	906	7,303	6,839	914	7,753	10,373,785
28	1		1	425	9	434	6,473	902	7,375	6,899	911	7,810	12,537,146
29	1		1	408	9	417	6,604	901	7,505	7,013	910	7,923	8,492,647
30	1		1	404	9	413	6,627	895	7,522	7,032	904	7,936	8,523,480
令和 元	1		1	394	9	403	6,666	887	7,553	7,061	896	7,957	8,451,178
2	1		1	386	9	395	6,672	881	7,553	7,059	890	7,949	7,647,658
3	1	1	2	377	9	386	6,711	891	7,602	7,089	901	7,990	7,446,142

注 (1) 個数は、各年度末の数値である。

(2) 計測器による計測排水量には、認定水量(計測器による実績水量)分を含む。

### (2) 口径別等計測器明細

令和4年3月31日現在(単位:個)

区 分		市 有 品	先 方 品	計	
時 間 計	100V	1 (0)	1 (0)	2 (0)	
	200V	377 (2)	9 (0)	386 (2)	
	計	378 (2)	10 (0)	388 (2)	
そ の 他 の 計 測 器	堰 式 流 量 計	1 (0)	2 (0)	3 (0)	
	水 道 メ ー タ ー	13mm	337 (4)	148 (62)	485 (66)
		20mm	4,118 (1)	239 (59)	4,357 (60)
		25mm	1,593 (5)	126 (53)	1,719 (58)
		30mm	8 (0)	61 (31)	69 (31)
		40mm	449 (5)	113 (41)	562 (46)
		50mm	156 (1)	84 (23)	240 (24)
		65mm	0 (0)	21 (7)	21 (7)
		75mm	32 (0)	40 (7)	72 (7)
		100mm	11 (0)	20 (3)	31 (3)
		125mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)
		150mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)
		250mm	0 (0)	2 (0)	2 (0)
		小 計	6,704 (16)	860 (286)	7,564 (302)
電 磁 式 流 量 計	6	29	35		
計	6,711 (16)	891 (286)	7,602 (302)		
合 計	7,089 (18)	901 (286)	7,990 (304)		

注 ( ) は、減量用計測器を再掲したものである。

## 9 年度別水質料金対象事業場の排水量及び水質料金

区分 年度	特定事業場内 監視必要事業場件数						内 水質料金対象事業場		
	中部	北部	南部	流域関連	北西部	計	件数	排水量 m <sup>3</sup>	水質料金 円
平成 19	12	10	27	4	6	59	7	193,011	6,500,475
20	10	9	19	5	6	49	7	180,697	6,648,870
21	10	9	21	5	7	52	8	137,205	5,558,565
22	9	9	21	6	8	53	4	105,250	3,547,455
23	8	9	21	6	8	52	3	113,295	5,265,480
24	7	9	18	6	8	48	4	147,147	7,793,975
25	7	9	19	6	8	49	3	205,513	11,909,385
26	7	3	16	5	8	39	1	75,876	4,258,620
27	8	9	18	5	8	48	3	100,112	5,961,030
28	8	9	17	5	8	47	3	42,920	2,282,865
29	8	8	20	6	8	50	2	38,365	1,726,425
30	8	8	18	5	8	47	3	90,542	4,074,390
令和 元	8	8	16	4	7	43	3	103,520	2,929,035
2	8	8	16	4	7	43	3	76,253	2,113,065
3	8	8	16	4	7	43	0	—	—

注 水質料金は消費税抜きの数値である。

# 10 管渠布設延長(汚水)

令和4年3月31日現在(単位:m)

区分 口径	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	流域関連処理分区 (旧柳津町込)	合 計
φ 2,100mm			482.65			482.65
φ 1,800mm			505.52	231.17		736.69
φ 1,650mm			1,214.94			1,214.94
φ 1,600mm	133.00					133.00
φ 1,500mm	909.90	605.05	1,073.13	972.65		3,560.73
φ 1,350mm	140.34	2,130.27	285.86	3,195.14	359.54	6,111.15
φ 1,200mm		781.48	4,197.39			4,978.87
φ 1,100mm	498.29		1,691.62	1,263.20	431.75	3,884.86
φ 1,000mm	597.20	5,035.92	4,877.98	341.02	5,568.17	16,420.29
φ 900mm	2,019.87	154.82	1,146.86	4,457.40	2,238.19	10,017.14
φ 800mm	5,289.44	5,278.22	( 178.00 ) 2,603.24	2,402.23	12,672.76	( 178.00 ) 28,245.89
φ 700mm	2,117.50	2,182.32	5,026.93	3,202.39	2,555.60	15,084.74
φ 600mm	1,145.12	5,865.90	3,541.98	3,144.69	3,256.89	16,954.58
φ 530mm	600.69					600.69
φ 500mm	13.00	2,833.21	4,696.07	3,867.45	2,808.49	14,218.22
φ 450mm	( 0.39 ) 2,217.61	1,599.27	2,418.60	( △ 0.14 ) 2,616.19	2,857.93	( 0.25 ) 11,709.60
φ 400mm	256.45	2,977.45	4,155.81	6,814.76	7,295.65	21,500.12
φ 380mm	5,337.54		( △ 144.30 ) 3,983.71		89.40	( △ 144.30 ) 9,410.65
φ 350mm	92.59	4,832.36	( 144.31 ) 9,048.14	3,216.43	9,845.38	( 144.31 ) 27,034.90
φ 300mm	9,706.91	( △ 10.40 ) 9,413.37	( △ 3.40 ) 12,545.30	4,005.18	10,060.92	( △ 13.80 ) 45,731.68
φ 250mm	2,761.64	( 8.79 ) 17,745.92	23,580.50	9,955.04	37,626.92	( 8.79 ) 91,670.02
φ 230mm	( △ 752.36 ) 46,320.85		( △ 18.50 ) 8,824.98		1,275.72	( △ 770.86 ) 56,421.55
φ 200mm	( 1,059.12 ) 64,074.67	( 382.44 ) 351,556.88	( 871.60 ) 424,500.85	( 31.85 ) 266,850.83	( 2,967.45 ) 547,919.30	( 5,312.46 ) 1,654,902.53
φ 180mm	36.40		76.36			112.76
φ 150mm	( △ 186.40 ) 28,472.65	( △ 335.22 ) 56,042.42	( 628.37 ) 60,513.98	( 341.52 ) 26,328.79	( 186.06 ) 33,306.52	( 634.33 ) 204,664.36
φ 100mm	( △ 15.75 ) 520.63	565.33	183.92		( 28.36 ) 874.78	( 12.61 ) 2,144.66
φ 80(75)mm	39.63	164.36	181.29	136.82	369.25	891.35
合 計	( 105.00 ) 173,301.92	( 45.61 ) 469,764.55	( 1,656.08 ) 581,357.61	( 373.23 ) 343,001.38	( 3,181.87 ) 681,413.16	( 5,361.79 ) 2,248,838.62

注; 上段( )は、当年度布設及び廃管延長を再掲したものである。

令和2年度繰越を含み、令和3年度繰越を含まない。

11 プラント処理水量・ポンプ揚水量及び電力  
(1) 年度別推移

年	処 理 水 量 (m <sup>3</sup> )				揚 水 量 (m <sup>3</sup> )				電 力 場				電 量 (kWh)							
	処 理 場		揚 水 場		処 理 場		揚 水 場		処 理 場		揚 水 場		電 力 場		電 量					
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	北 部 プラント	中 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	
平成																				
24	8,908,280	13,804,250	20,995,290	3,703,327	47,411,147	1.0	3,666,168	536,375	4,202,543	1.0	2,432,624	7,254,768	2,197,430	19,996,318	1.0	99,312	22,833	122,145	1.0	
25	8,659,530	14,086,990	20,969,145	3,817,365	47,533,030	1.0	3,677,796	569,376	4,247,172	1.0	2,362,504	7,121,520	2,192,190	19,475,062	1.0	98,482	23,075	121,557	1.0	
26	8,416,720	13,556,930	21,561,020	3,831,792	47,366,462	1.0	3,617,544	514,671	4,132,215	1.0	2,457,444	7,485,792	2,135,800	19,869,100	1.0	98,434	20,974	119,408	1.0	
27	9,692,430	13,526,090	20,626,570	3,817,553	47,662,643	1.0	3,706,884	503,222	4,210,106	1.0	3,149,206	7,053,792	2,170,620	19,940,050	1.0	97,224	20,353	117,577	1.0	
28	9,791,840	13,004,640	19,300,220	3,847,062	45,943,762	1.0	3,760,200	531,420	4,291,620	1.0	3,135,592	6,893,064	2,194,650	19,949,938	1.0	98,352	21,528	119,880	1.0	
29	10,146,710	12,905,390	18,501,512	4,070,656	45,624,268	1.0	3,861,936	549,691	4,411,627	1.0	3,216,454	7,079,532	2,235,140	20,304,634	1.0	100,580	21,488	122,068	1.0	
30	8,665,020	13,073,560	21,488,230	3,922,736	47,149,546	1.0	3,942,882	567,240	4,510,122	1.1	2,975,238	7,036,249	2,262,930	20,251,409	1.0	102,816	20,459	123,275	1.0	
令和																				
元	7,420,530	12,721,288	22,278,630	3,962,940	46,383,388	1.0	4,155,970	542,977	4,698,947	1.1	2,895,005	6,969,308	2,167,780	20,211,322	1.0	108,188	19,276	127,464	1.0	
2	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	1.0	4,220,280	562,339	4,782,619	1.1	2,802,239	7,002,547	2,251,090	20,429,639	1.0	113,242	20,863	134,105	1.1	
3	8,889,110	13,125,020	19,265,470	4,149,107	45,428,707	1.0	4,238,514	574,832	4,813,346	1.1	3,157,071	7,554,649	2,245,420	20,353,010	1.0	113,292	24,762	138,054	1.1	

注：指数は平成24年度を1.0とした。

(2) 令和3年度月別推移

区分 年月	処理水量 (m³)				揚水量 (m³)				電力量 (kWh)							
	処 理 場				ポ ン プ 場				処 理 場				ポ ン プ 場			
	中部 プラント	北部 プラント	南部 プラント	北西部 プラント	計	須賀 ポンプ場	則武 ポンプ場	計	中部 プラント	北部 プラント	南部 プラント	北西部 プラント	計	須賀 ポンプ場	則武 ポンプ場	計
令和3年	734,790	1,065,950	1,580,570	338,344	3,719,654	334,278	44,878	379,156	238,521	687,218	581,414	174,820	1,681,973	8,880	1,944.1	10,824.1
4月																
5	799,420	1,255,770	1,909,730	375,279	4,340,199	431,226	51,392	482,618	251,602	709,217	557,923	186,000	1,704,742	11,472	2,112.0	13,584.0
6	724,200	1,204,110	1,676,680	360,546	3,965,536	338,832	53,259	392,091	252,458	635,900	536,371	184,650	1,609,379	9,048	2,138.1	11,186.1
7	780,760	1,227,110	1,793,900	358,956	4,160,726	431,406	51,879	483,285	275,413	721,219	545,626	203,000	1,745,258	11,529	2,115.5	13,644.5
8	998,170	1,390,360	2,301,400	399,240	5,089,170	415,062	60,988	476,050	280,591	633,850	621,960	205,010	1,741,411	11,088	2,533.8	13,621.8
9	749,020	1,201,890	1,821,020	360,946	4,132,876	405,468	52,571	458,039	265,099	598,802	617,102	188,150	1,669,153	10,860	2,175.4	13,035.4
10	675,300	963,770	1,368,050	330,298	3,337,418	287,892	39,937	327,829	286,063	570,636	666,062	185,160	1,707,921	7,776	1,851.0	9,627.0
11	677,860	938,130	1,322,120	318,745	3,256,855	340,470	38,354	378,824	279,847	563,414	633,067	176,260	1,652,588	9,063	1,803.0	10,866.0
12	755,580	997,610	1,504,290	340,620	3,598,100	307,278	43,042	350,320	280,416	599,995	677,033	181,720	1,739,164	8,304	1,993.1	10,297.1
4年	671,040	966,540	1,356,180	330,518	3,324,278	353,430	51,401	404,831	268,488	665,579	646,522	193,780	1,774,369	9,432	2,241.9	11,673.9
1月																
2	613,380	879,480	1,213,020	298,079	3,003,959	266,364	46,227	312,591	222,401	557,599	633,948	171,510	1,585,458	7,104	1,993.9	9,097.9
3	709,590	1,034,300	1,418,510	337,536	3,499,936	326,808	40,904	367,712	256,172	611,220	678,842	195,360	1,741,594	8,736	1,859.8	10,595.8
計	8,889,110	13,125,020	19,265,470	4,149,107	45,428,707	4,238,514	574,832	4,813,346	3,157,071	7,554,649	7,395,870	2,245,420	20,353,010	113,292	24,761.6	138,053.6

日最大	83,020 (m³)	81,830 (m³)	180,150 (m³)	21,337 (m³)	366,337 (m³)	令和3年8月15日
処理量	42,240 (m³)	48,430 (m³)	67,920 (m³)	12,439 (m³)	171,029 (m³)	令和4年3月26日
	23,050 (m³)	41,010 (m³)	55,270 (m³)	12,399 (m³)	131,729 (m³)	令和3年6月7日

12 プラント統計(脱水ケーキ量、焼却ケーキ量、重油使用量等)  
(1)年度別推移

年度	平成24										令和元	2	3
	25	26	27	28	29	30							
中部 プラント	処理水量	8,908,280	8,416,720	9,692,430	9,791,840	10,146,710	8,665,020	7,420,530	8,113,900	8,889,110			
	脱水ケーキ量	4,520	3,928	4,551	5,094	4,523	3,987	3,597	3,486	4,118			
	電力量	2,432,624	2,457,444	3,149,206	3,135,592	3,216,454	2,975,238	2,895,005	2,802,239	3,157,071			
	処理水量	13,804,250	13,556,930	13,526,090	13,004,640	12,905,390	13,073,560	12,721,288	12,867,799	13,125,020			
北部 プラント	脱水ケーキ量	8,825	9,463	9,707	8,363	8,890	9,181	8,491	8,582	8,777			
	焼却ケーキ量	13,422	14,803	14,911	13,400	14,937	13,156	12,563	12,069	17,323			
	重油使用量	819,952	703,809	700,656	662,306	835,747	886,651	674,779	596,629	813,624			
	焼却灰発生量	496	476	515	436	424	480	513	564	534			
りん回収量	110,191	227,128	228,940	156,322	156,291	140,865	129,837	149,338	73,480				
電力量	7,254,768	7,485,792	7,053,792	6,893,064	7,079,532	7,036,249	6,969,308	7,002,547	7,554,649				
南部 プラント	処理水量	20,995,290	21,561,020	20,626,570	19,300,220	18,501,512	21,488,230	22,278,630	21,978,930	19,265,470			
	脱水ケーキ量	11,337	11,957	10,765	11,015	10,817	12,232	11,526	11,099	9,921			
	焼却ケーキ量	11,256	8,875	10,080	11,015	9,342	12,232	11,051	11,099	5,493			
	重油使用量	494,210	496,940	408,030	502,650	485,280	510,050	417,990	601,860	292,430			
焼却灰発生量	212	238	199	213	160	222	212	214	110				
電力量	8,111,496	7,790,064	7,566,432	7,726,632	7,773,508	7,976,992	8,179,229	8,373,763	7,395,870				
北 西 部 ト	処理水量	3,703,327	3,831,792	3,817,553	3,847,062	4,070,656	3,922,736	3,962,940	4,100,374	4,149,107			
	電力量	2,197,430	2,135,800	2,170,620	2,194,650	2,235,140	2,262,930	2,167,780	2,251,090	2,245,420			
	処理水量	47,411,147	47,533,030	47,662,643	45,943,762	45,624,268	47,149,546	46,383,388	47,061,003	45,428,707			
	脱水ケーキ量	24,682	26,490	25,023	24,472	24,230	25,400	23,615	23,167	22,816			
プラント 計	焼却ケーキ量	24,678	26,489	24,020	24,415	24,279	25,388	23,614	23,168	22,816			
	重油使用量	1,314,162	1,200,749	1,108,686	1,164,956	1,321,027	1,396,701	1,092,769	1,198,489	1,106,054			
	焼却灰発生量	707	714	713	649	584	702	725	777	643			
	電力量	19,996,318	19,475,062	19,940,050	19,949,938	20,304,634	20,251,409	20,211,322	20,429,639	20,353,010			
流域関連処理水量	11,008,349	11,352,789	11,388,217	10,902,850	10,904,807	11,044,399	11,010,756	11,567,885	11,502,046				



## (2) 令和3年度月別推移

月	令和3年度月別推移												計		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
中部 プラント	処理水量	734,790	799,420	724,200	780,760	998,170	749,020	675,300	677,860	755,580	671,040	613,380	709,590	8,889,110	
	脱水ケーク量	372.12	347.13	278.68	376.43	319.70	222.28	287.41	377.22	380.07	408.17	371.68	377.33	4,118.22	
	電力量	238,521	251,602	252,458	275,413	280,591	265,099	286,063	279,847	280,416	268,488	222,401	256,172	3,157,071	
北部 プラント	処理水量	1,065,950	1,255,770	1,204,110	1,227,110	1,390,360	1,201,890	963,770	938,130	997,610	966,540	879,480	1,034,300	13,125,020	
	脱水ケーク量	887.70	788.63	672.90	706.38	699.10	716.40	653.20	677.73	866.15	782.82	679.38	646.64	8,777.03	
	焼却ケーク量	1,929.90	2,053.90	1,640.20	2,078.20	1,343.60	1,372.50	940.40	1,055.00	1,055.00	1,246.20	1,588.50	1,050.90	17,323.10	
	重油使用量	85,073	89,151	82,820	104,162	69,100	63,680	51,978	48,864	48,864	58,420	74,610	45,567	40,199	813,624
	焼却灰発生量	49.00	53.00	48.90	77.40	68.00	55.20	24.40	34.40	34.40	47.30	29.00	21.20	25.90	533.70
	りん回収量	13,210	7,274	7,941	11,243	11,271	10,029	0	2,582	2,582	9,930	0	0	0	73,480
電力量	687,218	709,217	635,900	721,219	633,850	598,802	570,636	563,414	599,995	665,579	557,599	611,220	7,554,649		
南部 プラント	処理水量	1,580,570	1,909,730	1,676,680	1,793,900	2,301,400	1,821,020	1,368,050	1,322,120	1,504,290	1,356,180	1,213,020	1,418,510	19,265,470	
	脱水ケーク量	682.53	918.11	688.43	995.48	762.21	801.60	889.00	827.40	881.60	711.21	845.00	918.60	9,921.17	
	焼却ケーク量	12.80	0.00	0.00	0.00	437.30	367.60	889.00	827.40	827.40	313.80	845.00	918.60	5,493.10	
	重油使用量	2,100	0	0	0	34,100	27,840	37,430	39,820	47,660	25,410	40,540	37,530	292,430	
	焼却灰発生量	1.00	0.00	0.00	0.00	8.70	13.50	17.30	16.30	13.70	7.80	14.30	16.90	109.50	
	電力量	581,414	557,923	536,371	545,626	621,960	617,102	666,062	633,067	677,033	646,522	633,948	678,842	7,395,870	
北 西 部	処理水量	338,344	375,279	360,546	358,956	399,240	360,946	330,298	318,745	340,620	330,518	298,079	337,536	4,149,107	
	電力量	174,820	186,000	184,650	203,000	205,010	188,150	185,160	176,260	181,720	193,780	171,510	195,360	2,245,420	
	処理水量	3,719,654	4,340,199	3,965,536	4,160,726	5,089,170	4,132,876	3,337,418	3,256,855	3,598,100	3,324,278	3,003,959	3,499,936	45,428,707	
プラント 計	脱水ケーク量	1,942.4	2,053.9	1,640.0	2,078.3	1,781.0	1,740.3	1,829.6	1,882.4	2,127.8	1,902.2	1,896.1	1,942.6	22,816.4	
	焼却ケーク量	1,942.7	2,053.9	1,640.2	2,078.2	1,780.9	1,740.1	1,829.4	1,882.4	2,127.8	1,902.3	1,895.9	1,942.4	22,816.2	
	重油使用量	87,173	89,151	82,820	104,162	103,200	91,520	89,408	88,684	106,080	100,020	86,107	77,729	1,106,054	
	焼却灰発生量	50.00	53.00	48.90	77.40	76.70	68.70	41.70	50.70	61.00	36.80	35.50	42.80	643.20	
電力量	1,681,973	1,704,742	1,609,379	1,745,258	1,741,411	1,663,153	1,707,921	1,652,588	1,739,164	1,774,369	1,585,458	1,741,594	20,353,010		
流域関連処理水量	925,830	1,086,629	1,043,440	1,083,948	1,288,275	1,140,220	786,393	839,533	771,624	927,889	747,145	861,120	11,502,046		

### 13 各務原浄化センター流入汚水量

令和3年度月別流入汚水量

単位:m<sup>3</sup>

区 分	浄化センター	長良川幹線		木曽川幹線	その他
		岐阜市	各務原市の一部、岐南町、笠松町	各務原市の一部、美濃加茂市、可児市、坂祝町等	
3年 4月	3,863,227	925,830	1,068,387	1,851,677	17,333
5月	4,501,891	1,086,629	1,235,948	2,161,311	18,003
6月	4,272,983	1,043,440	1,214,181	1,993,419	21,943
7月	4,658,781	1,083,948	1,323,640	2,226,440	24,753
8月	5,458,215	1,288,275	1,639,907	2,504,452	25,581
9月	4,705,477	1,140,220	1,392,343	2,146,002	26,912
10月	3,531,862	786,393	1,067,302	1,651,770	26,397
11月	3,759,972	839,533	1,114,459	1,785,865	20,115
12月	3,450,219	771,624	1,026,279	1,636,973	15,343
4年 1月	4,008,357	927,889	1,149,240	1,915,133	16,095
2月	3,211,097	747,145	909,564	1,541,273	13,115
3月	3,687,074	861,120	1,021,452	1,788,317	16,185
3年度合計	49,109,155	11,502,046	14,162,702	23,202,632	241,775
2年度合計	49,810,495	11,567,885	14,124,213	23,869,170	249,227

注：その他は、浄化センター及び長森、岐南、川島、兼山ポンプ場での冷却水や雑排水等である。

14 排水設備工事施工状況の推移

(単位:件)

年度 区分	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
汚水・水洗便所新設	3,094	3,136	3,095	2,915	2,996	3,393	3,029	3,429	2,771	2,912
水洗便所新設	26	24	20	20	13	21	13	28	32	34
汚水新設	16	12	16	12	11	16	7	20	9	25
水洗便所増設	36	41	34	45	27	29	35	23	27	15
汚水増設	17	20	23	22	15	10	6	8	4	4
位置変更・その他	235	414	234	212	240	240	137	211	132	105
計	3,424	3,647	3,422	3,226	3,302	3,709	3,227	3,719	2,975	3,095

## 15 修繕件数

### (1) 公道分修繕件数

区分 年度	人孔	下水管	下水管詰り	取付管詰り	工事立会	計
19	922	88	87	56	4,778	5,931
20	906	122	111	64	5,747	6,950
21	917	108	88	64	5,364	6,541
22	864	101	89	50	5,020	6,124
23	774	130	102	48	4,268	5,322
24	762	130	95	47	3,897	4,931
25	724	75	75	63	3,328	4,265
26	678	48	142	57	3,036	3,961
27	731	47	119	65	3,239	4,201
28	564	46	139	66	3,045	3,860
29	591	32	163	67	3,085	3,938
30	436	25	172	90	3,176	3,899
元	650	34	164	99	2,904	3,851
2	623	20	126	149	2,098	3,016
3	527	17	210	129	2,302	3,185

注：平成12年4月1日より宅地内修繕を廃止。岐阜市下水道排水設備指定工事店等に対応（有料）

16 下水の水質等の状況

令和3年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	中部プラント		北部プラント		排水基準	
		流入水	放流水	流入水	放流水		
気温	(°C)	19.6	19.6	20.1	20.1	-	
水温	(°C)	21.1	22.1	21.6	23.0	-	
外観		淡黄色	殆ど無色	黄褐色	殆ど無色	-	
透視度	(度)	6.1	50以上	5.5	50以上	-	
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	し尿臭	殆ど無臭	-	
水素イオン濃度(pH)		7.2	6.8	7.3	6.8	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	190	2.3	250	7.1	15	
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	96	7.3	120	7.9	(30[20] *1)	
浮遊物質量(SS)	(mg/L)	120	1	160	3	40	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	13	0.5	17	1.1	鉱油5,動植物油30	
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5	
銅含有量	(mg/L)	0.02	不検出	0.05	不検出	3	
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.04	0.11	0.05	2	
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.27	0.09	0.14	0.09	10	
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.01	0.01	不検出	0.02	10	
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2	
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	60,000	120	120,000	300	3,000	
窒素含有量	(mg/L)	30.5	1.9	38.8	6.9	(20[15] *2)	
リン含有量	(mg/L)	4.7	0.7	7.7	0.6	1.5	
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1	
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003	
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2	
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06	
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03	
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2	
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8	
ほう素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	0.02	不検出	10	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	16.9	0.3	22.0	1.9	100 *3
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.6	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.2	0.9	0.1	3.4	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)\*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)\*2 は、北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)\*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

令和3年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	南部プラント		北西部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(°C)	18.0	18.0	20.1	20.1	-
水温	(°C)	20.9	21.8	21.2	22.1	-
外観		淡黄色	殆ど無色	淡黄色	殆ど無色	-
透視度	(度)	5.5	48	5.3	50以上	-
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	微し尿臭	殆ど無臭	-
水素イオン濃度(pH)		7.4	6.8	7.0	6.6	5.8~8.6
生物学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	250	5.5	220	2.3	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	110	9.1	100	7.7	(30[20] *1)
浮遊物質(SS)	(mg/L)	150	5	110	1	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	12	0.7	16	0.9	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	不検出	不検出	0.06	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.03	0.09	0.05	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.16	不検出	0.33	0.08	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.09	0.01	0.04	0.02	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	60,000	130	130,000	100	3,000
窒素含有量	(mg/L)	35.9	6.9	36.5	6.8	(20[15] *2)
リン含有量	(mg/L)	7.1	0.7	4.1	0.2	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.02	不検出	0.03	不検出	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 (mg/L)	19.3	0.4	25.6	0.3	100 *3
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	不検出	0.8	不検出	不検出	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.3	4.3	不検出	5.1	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)\*1は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)\*2は、北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)\*3は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

# 用語の解説

## 1 水素イオン濃度 (pH)

水が、酸性かアルカリ性を示すものです。

pH 7は中性で、7より大きい値はアルカリ性、7より小さい値は酸性です。

## 4 浮遊物質量 (SS)

水の中にある、固形物の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 2 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の中の有機物が、微生物の働きにより分解されるときに、必要な酸素の量のことです。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中の油分の量です。

鉱油類と、動植物の油脂との、合計した量のことです。

この数値が大きいと、下水道管のつまり、悪臭や爆発の原因となります。

## 3 化学的酸素要求量 (COD)

水の中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で、分解されるときに必要な酸素の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

## 6 フェノール類含有量

フェノール類は、フェノール（石炭酸）・フェノール化合物の総称です。フェノール化合物は、クレゾール液や消毒用薬剤に使われています。

この数値が大きいと、悪臭の原因となります。